

令和2年8月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和2年度8月補正予算等関係(臨時会関係))

農林水産部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年8月臨時会議案説明資料目次

農林水産部

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表）	1
		とっとり農業戦略課	2
		水産課	3
	2 歳入歳出事項別明細書		4
3 節の明細		7	
4 債務負担行為に関する調書	水産課	8	

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について （5）鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年7月21日専決）	畜産課	9
	（9）鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例（令和2年8月9日専決）	水産課	11
	（11）鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年8月9日専決）	水産課	13

議案説明資料総括表

農林水産部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
とっとり農業戦略課	396,737	3,000	399,737	3,000				
水産課	2,381,041	2,000	2,383,041	2,000				
合計	24,409,865	5,000	24,414,865	5,000				

区分	予算額	主な内容	
一般事業	5,000	(新)新型コロナウイルス対策農林水産出荷支援事業	3,000
		漁業金融対策費	2,000

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6 款 農林水産業費

1 項 農 業 費

とっとり農業戦略課（内線：7589）

1 目 農業総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
（新）新型コロナウイルス対策農林水産出荷支援事業	0	3,000	3,000	3,000												
トータルコスト	0	3,787	3,787	（補正に係る主な業務内容） 制度説明、補助金交付事務												
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人													
工程表の政策目標（指標）	－															
<p>事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>今後、果樹等の県内農林水産物が収穫・出荷の最盛期を迎えることから、県内農林水産業関係団体（JA、漁協等）の出荷施設等における新型コロナウイルスのクラスター発生防止を図るため、秋以降に利用が増える出荷施設等の感染防止対策にかかる経費を助成し、感染拡大防止・クラスター対策に取り組む。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県内農林水産業関係施設における、集出荷作業時等の新型コロナウイルスクラスターの発生を防止するために必要な感染拡大防止等の取組について支援する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象経費</th> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 20%;">補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋以降に繁忙期を迎え、稼働率が高まる施設（出荷施設等）での感染症予防対策にかかる簡易設備等の購入に要する経費 （仕切り用アクリル板、循環扇、消毒液 等）</td> <td style="text-align: center;">JA、漁協等</td> <td style="text-align: center;">県 3/4</td> <td style="text-align: center;">1施設当たり 20万円（※）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産関係感染症防止対策環境整備支援事業と合わせて、1団体当たり300万円を上限とする。</p>									補助対象経費	実施主体	補助率	補助上限額	秋以降に繁忙期を迎え、稼働率が高まる施設（出荷施設等）での感染症予防対策にかかる簡易設備等の購入に要する経費 （仕切り用アクリル板、循環扇、消毒液 等）	JA、漁協等	県 3/4	1施設当たり 20万円（※）
補助対象経費	実施主体	補助率	補助上限額													
秋以降に繁忙期を迎え、稼働率が高まる施設（出荷施設等）での感染症予防対策にかかる簡易設備等の購入に要する経費 （仕切り用アクリル板、循環扇、消毒液 等）	JA、漁協等	県 3/4	1施設当たり 20万円（※）													

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

6款 農林水産業費

5項 水産業費

水産課（内線：7314）

1目 水産業総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
漁業金融対策費	債務負担行為 〔104,278〕 44,380	債務負担行為 〔24,118〕 2,000	債務負担行為 〔128,396〕 46,380	2,000			債務負担行為 〔24,118〕	
トータルコスト	46,741	2,787	49,528	（補正に係る主な業務内容） 周知説明、補助金交付事務				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人					
工程表の政策目標（指標）	経営能力の向上							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、魚価安による漁獲金額の減少や直売所の売上減など、漁業者や漁業協同組合の経営が逼迫しているため、漁業系金融機関（農林中央金庫、鳥取県信用漁業協同組合連合会）による新たな融資制度に対し支援を行う。

2 主な事業内容

漁業系金融機関が新設する、漁業協同組合及びその組合員を対象に漁業経営の維持・再建を目的とした融資制度に対して利子補給補助をする。

（単位：千円）

補助事業名	補助対象者	利子補給期間	利子補給率	補正予算額
JFマリンバンクコロナ対策長期資金利子補給事業	農林中央金庫、鳥取県信用漁業協同組合連合会	5年間	貸付利率1.5%を県、農林中央金庫、鳥取県信用漁業協同組合連合会の3者が1/3ずつ負担することにより5年間無利子化	2,000

※ JFマリンバンクコロナ対策長期資金の概要

- [融資対象者]：漁業協同組合又は組合員
- [資金使途]：運転資金
- [融資見込額]：15億円
- [利子助成上限融資額]：1.5億円
- [貸付利率]：1.5%（想定：5年間無利子）
- [償還期間]：10年以内（据置期間：3年）
- [保証料]：国の保証料助成制度により5年間免除

3 これまでの取組状況、改善点

本年6月に、漁業金融対策事業の資金のうち、漁業経営財務基盤強化資金の融資対象者に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営が逼迫している漁業者、漁業組合を加え、運転資金や債務整理などの資金需要に対応してきた。

4 債務負担行為限度額

漁業金融対策費 24,118千円（令和3～7年度）

令和2年度 8月臨時補正予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位:千円)

節 款 項 目	6款 農林水産業費									
	補正前	補正額	補正後	うち農林水産部						
				補正前	補正額	補正後	1項 農業費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	328,859		328,859	328,009		328,009	158,838		158,838	
2 給 料	2,445,443		2,445,443	2,314,917		2,314,917	1,155,539		1,155,539	
3 職 員 手 当 等	1,271,121		1,271,121	1,205,654		1,205,654	596,139		596,139	
4 共 済 費	886,769		886,769	842,397		842,397	420,098		420,098	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	43,158		43,158	41,033		41,033	17,821		17,821	
8 旅 費	98,755		98,755	94,548		94,548	45,552		45,552	
費用 弁 償	16,805		16,805	16,704		16,704	7,651		7,651	
普 通 旅 費	72,065		72,065	68,291		68,291	33,810		33,810	
特 別 旅 費	9,885		9,885	9,553		9,553	4,091		4,091	
9 交 際 費	100		100	100		100	100		100	
10 需 用 費	451,539		451,539	433,072		433,072	161,469		161,469	
食 糧 費	3,192		3,192	3,164		3,164	1,623		1,623	
そ の 他 の 需 用 費	448,347		448,347	429,908		429,908	159,846		159,846	
11 役 務 費	129,950		129,950	125,506		125,506	53,683		53,683	
12 委 託 料	2,469,759		2,469,759	1,987,812		1,987,812	823,364		823,364	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	116,105		116,105	108,777		108,777	45,588		45,588	
14 工 事 請 負 費	5,271,532		5,271,532	4,062,086		4,062,086	230,509		230,509	
15 原 材 料 費	3,777		3,777	3,777		3,777	2,041		2,041	
16 公 有 財 産 購 入 費	2,010		2,010	2,010		2,010				
17 備 品 購 入 費	126,904		126,904	125,626		125,626	32,335		32,335	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	10,783,048	5,000	10,788,048	10,400,147	5,000	10,405,147	2,498,764	3,000	2,501,764	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	349,631		349,631	349,631		349,631	136,300		136,300	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	82,505		82,505	75,067		75,067				
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	248,229		248,229	248,229		248,229	29,549		29,549	
23 投 資 及 び 出 資 金	10		10	10		10	10		10	
24 積 立 金	615,870		615,870	615,870		615,870				
25 寄 付 金										
26 公 課 費	374		374	374		374	214		214	
27 繰 出 金	174,968		174,968	174,968		174,968				
予 備 費										
計	25,900,416	5,000	25,905,416	23,539,620	5,000	23,544,620	6,407,913	3,000	6,410,913	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	9,321,462	5,000	9,326,462	8,204,161	5,000	8,209,161	1,555,529	3,000	1,558,529
	地 方 債	3,350,000		3,350,000	2,567,000		2,567,000	254,000		254,000
	そ の 他	2,405,833		2,405,833	2,386,721		2,386,721	475,895		475,895
	一 般 財 源	10,823,121		10,823,121	10,381,738		10,381,738	4,122,489		4,122,489

(単位:千円)

款 項 目 節										
	1目 農業総務費			5項 水産業費			1目 水産業総務費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	158,026		158,026	36,880		36,880	34,399		34,399	
2 給 料	1,155,539		1,155,539	222,662		222,662	211,145		211,145	
3 職 員 手 当 等	596,139		596,139	116,094		116,094	110,325		110,325	
4 共 済 費	420,098		420,098	82,007		82,007	78,104		78,104	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	4,947		4,947	7,689		7,689				
8 旅 費	22,716		22,716	13,987		13,987	1,440		1,440	
費用 弁 償	7,163		7,163	2,154		2,154	1,440		1,440	
普 通 旅 費	14,000		14,000	10,603		10,603				
特 別 旅 費	1,553		1,553	1,230		1,230				
9 交 際 費	100		100							
10 需 用 費	27,321		27,321	61,570		61,570				
食 糧 費	1,041		1,041	665		665				
そ の 他 の 需 用 費	26,280		26,280	60,905		60,905				
11 役 務 費	20,970		20,970	27,216		27,216				
12 委 託 料	773,720		773,720	105,815		105,815				
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	7,144		7,144	12,987		12,987				
14 工 事 請 負 費	115,771		115,771	1,226,153		1,226,153				
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	15,935		15,935	16,005		16,005				
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,547,972	3,000	1,550,972	350,190	2,000	352,190	44,380	2,000	46,380	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金				19,971		19,971	19,971		19,971	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金				500		500				
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	29,549		29,549							
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費				7		7				
27 繰 出 金				81,308		81,308	81,308		81,308	
予 備 費										
計	4,895,947	3,000	4,898,947	2,381,041	2,000	2,383,041	581,072	2,000	583,072	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	976,148	3,000	979,148	381,524	2,000	383,524		2,000	2,000
	地 方 債	133,000		133,000	903,000		903,000			
	そ の 他	279,665		279,665	39,449		39,449	7,006		7,006
	一 般 財 源	3,507,134		3,507,134	1,057,068		1,057,068	574,066		574,066

(単位:千円)

節	款 項 目	農林水産部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	328,009		328,009
2	給料	2,314,917		2,314,917
3	職員手当等	1,205,654		1,205,654
4	共済費	842,397		842,397
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	41,033		41,033
8	旅費	94,548		94,548
	費用弁償	16,704		16,704
	普通旅費	68,291		68,291
	特別旅費	9,553		9,553
9	交際費	100		100
10	需用費	433,072		433,072
	食糧費	3,164		3,164
	その他の需用費	429,908		429,908
11	役務費	125,506		125,506
12	委託料	1,996,812		1,996,812
13	使用料及び賃借料	108,777		108,777
14	工事請負費	4,232,056		4,232,056
15	原材料費	3,777		3,777
16	公有財産購入費	2,010		2,010
17	備品購入費	125,626		125,626
18	負担金、補助及び交付金	11,091,422	5,000	11,096,422
19	扶助費			
20	貸付金	349,631		349,631
21	補償、補填及び賠償金	75,067		75,067
22	償還金、利子及び割引料	248,229		248,229
23	投資及び出資金	10		10
24	積立金	615,870		615,870
25	寄付金			
26	公課費	374		374
27	繰出金	174,968		174,968
	予備費			
	計	24,409,865	5,000	24,414,865
財 源 内 訳	国庫支出金	9,020,310	5,000	9,025,310
	地方債	2,609,000		2,609,000
	その他	2,386,721		2,386,721
	一般財源	10,393,834		10,393,834

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
6款 農林水産業費		
1項 農業費		
1目 農業総務費		
	負担金、補助及び交付金	3,000
5項 水産業費		
1目 水産業総務費		
	負担金、補助及び交付金	2,000

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

変更分

事 項	課 名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
令和2年度 漁業金融対策費	水産課	補 正 前	千円 104,278		千円 0	令和3年度から 令和22年度まで	104,278				千円 104,278
		補 正	24,118		0	令和3年度から 令和7年度まで	24,118				24,118
		補 正 後	128,396		0	令和3年度から 令和22年度まで	128,396				128,396

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和2年7月21日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1)家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査に係る手数料を定める規定中監視伝染病の名称を改める。 (2)施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p>(223) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>結核</u> 1件につき240円</p> <p>イ <u>ブルセラ症</u> 1件につき240円</p> <p>ウ <u>家きんサルモネラ症</u>（ひな白痢） 1件につき43円</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>鳥マイコプラズマ症</u> 1件につき43円</p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>牛ウイルス性下痢</u> 1件につき700円</p> <p>(224)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p>(223) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>結核病</u> 1件につき240円</p> <p>イ <u>ブルセラ病</u> 1件につき240円</p> <p>ウ <u>家きんサルモネラ感染症</u>（ひな白痢） 1件につき43円</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>マイコプラズマ病</u> 1件につき43円</p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>牛ウイルス性下痢・粘膜炎</u> 1件につき700円</p> <p>(224)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (9) 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 8 月 9 日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 漁業法の一部改正に伴い、鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の規定中引用する漁業法の条項を改める。</p> <p>(2)施行期日は、令和2年 12 月 1 日とする。</p>

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第52条 略 2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第117条第1項</u> に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報	(適用除外) 第52条 略 2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第50条</u> に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(他の制度との調整) 第15条 略 2 略 3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。 (1) 略 (2) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第117条第1項</u> に規定する免許漁業原簿及びその附属書類	(他の制度との調整) 第15条 略 2 略 3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。 (1) 略 (2) 漁業法(昭和24年法律第267号) <u>第50条第1項</u> に規定する免許漁業原簿及びその附属書類

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (11) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和 2 年 8 月 9 日専決)
提出理由及び概要	1 提出理由 漁業法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う。 2 概要 (1)手数料の徴収について定めた規定中引用する漁業法の条項等を改める。 (2)施行期日は、令和2年 12 月 1日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(242) 略</p> <p><u>(243) 漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項又は漁業法第119条第1項の規定に基づく漁業(総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。)の許可</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>新たな許可</u> 1件につき2,900円</p> <p>イ <u>変更の許可</u> 1件につき2,400円</p> <p><u>(244) 漁業法第69条の規定に基づく漁業の免許</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(245) 漁業法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(246) 漁業法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許</u> 1件につき2,500円</p> <p><u>(247) 漁業法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(248) 漁業法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(249) 漁業法第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく休業中の漁業の許可 1件につき2,500円</p> <p>(250)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(242) 略</p> <p><u>(243) 漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づく漁業の免許</u> 1件につき3,700円</p> <p><u>(244) 漁業法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく漁業権の共有の認可 1件につき3,700円</p> <p><u>(245) 漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許</u> 1件につき2,500円</p> <p><u>(246) 漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(247) 漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可</u> 1件につき1,200円</p> <p><u>(248) 漁業法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく休業中の漁業の許可 1件につき2,500円</p> <p><u>(249) 漁業法第65条第1項の省令若しくは規則又は漁業法第66条第1項の規定に基づく漁業(総トン数5トン以上の漁船を使用して行うものに限る。)の許可</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>新たな許可</u> 1件につき2,900円</p> <p>イ <u>変更の許可</u> 1件につき2,400円</p> <p>(250)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。